

令和5年度

湯河原町教育委員会基本方針

「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」

湯河原町教育委員会

〈令和5年3月〉

〒259-0301

住所 足柄下郡湯河原町中央二丁目 21 番地 1

電話 0465-62-1100 FAX 0465-62-1188

令和5年度 湯河原町教育委員会基本方針

湯河原町では、急速に進行する少子化・高齢化、高度情報化、国際化など、社会経済環境が大きく変化し、行政需要も多様化・高度化する中、活力と特色のあるまちづくりをこれまで以上に推進していくため、2011年度から町の総合計画である「ゆがわら2011プラン」により、2021年度からは「ゆがわら2021プラン」により各種施策を推進してきたところですが、人口減少、少子化・高齢化がさらに進み、本町の義務教育学校の児童生徒数は、2028年度には、2021年度の約65パーセントである約800人まで減少する見込みとなっているところです。

そのような状況の中、まちの将来像である『湯けむりと笑顔あふれる四季彩のまち 湯河原』の実現をめざし、文化・教育においては、「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」のため、湯河原町教育大綱では、次の4つの基本方針を掲げています。

- 1 一人ひとりの子どもの未来を拓く教育の推進
- 2 子どもから大人までともに学び成長する「まち」の創生
- 3 学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成
- 4 健康な心と身体を育む生涯学習の振興

湯河原町教育委員会では、近年、基本方針として、学校教育では、生きる力の育成、信頼される学校づくり、安全・安心な学校づくり、思いやりの心などの育成、人権教育・啓発の推進を、社会教育では、生涯学習の支援、人権教育・啓発の推進、家庭教育などの向上、読書活動の推進、青少年の健全育成、芸術・文化の振興、生涯スポーツの推進などを掲げてまいりました。

このような中、学校教育では、令和3年7月（2021年）から児童生徒数の減少に伴う学校の活力や教育効果の問題、全国的な公共施設等の総合管理計画策定に伴う学校施設の整備方法の問題などの検討をはじめ、令和4年8月（2022年）に「学校施設の適正配置に関する考え方」を策定いたしました。令和5年度においては、この考え方を基に、令和14年（2032年）の本町独自の学校教育の理念を実現するため、学校の活力、魅力、適正配置、適正規模などに関する事項を内容とした「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の策定を予定しているところです。

また、文部科学省の示す「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」の検討や経済産業省の示す1人1台の端末整備に伴う学びの自律化・個別最適化などを含む教育DXのひとつ「未来の教室」の実現の検討などを行います。

社会教育では、学校教育と同様に生涯学習施設である町立図書館について、公共施設等の総合管理計画策定に伴う施設の整備方法を主体とする「町立図書館のあり方」の検討を行います。

このような新たな課題に、一つひとつ取り組むとともに、令和4年度に掲げた基本方針も含めて、時代の変化に柔軟かつ的確に対応しながら、本町教育行政に課せられた使命を果たしていきます。また、学校・家庭・地域・関係機関と連携を図りながら、教育大綱の目標でもある「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の実現をめざし、令和5年度の湯河原町教育委員会基本方針の概要を次のとおりとします。

基本方針の概要

1 「生きる力」の育成

子どもたちが集団生活をする中で、生涯にわたる人間形成の基本と将来の自立に必要な力を養い、個性と創造性を伸ばすことができるよう、発達段階に応じた教育を今後も計画的に行います。

また、単に知識の量を増やすのではなく、学ぶ意欲を高め、自らの目標や課題を設定し、解決していくことや異年齢集団による交流により自己有用感を育み、「未来を切り拓いていく力を育む」教育を推進していきます。

2 「信頼される学校づくり」の推進

充実した教育活動を推進するため、今後も幼稚園、小学校及び中学校がそれぞれ創意工夫し、地域の実態や特性を活かした教育活動に取り組むと同時に、幼・保・小・中の連携を図り、児童・生徒の学校生活が充実するよう、より一層配慮していきます。

また、学校は、家庭、地域と連携し、学校運営協議会・学校評議員・PTA・子ども会などを通じて、それぞれに補完し合いながら子どもたちを育てていきます。さらに、学校運営協議会委員や学校評議委員による客観的な評価のもと、今後も学校改善を行い、子どもに寄り添い、教職員が一丸になって信頼される学校づくりに努めます。

3 「安全・安心な学校づくり」の推進

学校は、児童・生徒が一日の多くの時間を過ごす場所であり、児童・生徒が安心して楽しく過ごし、やる気を出す場所となるような学校づくりに全力を挙げて取り組む責任と使命があります。

教育活動では、3密を避けた「新しい生活様式」による感染症対策を継続して行います。

防犯対策としては、学校施設内に防犯カメラなどを配備し、外部か

らの不審者の侵入を防ぐ対策を講じております。また、不審者情報をいち早く保護者へ知らせるため、情報システムの活用をしておりますが、更なる活用を図ってまいります。

防災対策としては、小・中学校の防災マニュアルなどを随時見直し、訓練を実施して、小・中学校間、保護者、地域との連携を更に深め、有事の際に備えます。

小・中学校校舎等の施設整備については、老朽化が進んでいるところですが、湯河原町学校施設長寿化計画に基づき予防保全を原則とし、優先順位を付けて維持修繕をしております。

4 思いやりや地球環境を大切に作る心の育成

日常生活を通して社会のルールやマナーについて理解し、発達段階に応じた基本的な生活習慣を身に付け、規律ある態度を取ることができる児童・生徒の育成に努めます。

本町が「湯河原町観光立町推進条例」を制定し、観光を町の基幹産業として更に発展させるため、町民一人ひとりが「おもてなしの心」を観光資源として捉え、観光立町の実現をめざしていることの理解を深めます。

また、地球温暖化や大気汚染、都市化によるごみの増加など地球規模での環境問題が世界共通の課題となっており、その解決に向けて国際社会が共通で取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs=Sustainable Development Goals」が掲げられています。この持続可能な社会づくりの担い手を育む教育として、子どもたちが自然環境や地域の将来などを自らの課題として捉え、自分ができることを考え、実践する機会を増やしてまいります。

5 人権教育及び人権啓発の推進

町民一人ひとりが、学校教育や社会教育などを通じ、人権尊重の理念についての正しい理解を深め、性別、国籍、ハンディキャップやそのほか他者との違いを認め、自身の置かれている状況を正しく判断し、行動し、「ともに生き、支え合う地域社会」を実現することをめざした人権教育を総合的に推進します。

いじめの問題については、平成25年の悲しい事案を風化させることなく、優先して取り組むものとし、また、いじめ問題対策連絡協議会などの関係機関との緊密な連携を深め、家庭、学校、教育委員会に留まらず、地域全体で関わり、見守っていく土壌を培っていくとともに、「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、未然防止、早期発見、解消に努めていきます。

また、各学校においては、毎年度「人権教育に係る年間計画」を策定し、月別に目標・ねらいを定めた方策を実施し、振り返り評価を行うことにより、人権に関する意識を高めていきます。

6 魅力ある教育の推進

将来に向けて人口減少が見込まれ、教育施設の長寿命化等整備が求められる中、本町独自の学校教育の理念は、教育基本法に基づき一定の学習水準を保ちつつ、児童・生徒1人ひとりの個性を育成し、将来に向けた学習を支援するものとしたしました。また、児童・生徒数の違いなどにより、町立学校間で差のない教育を提供できる環境を整え、町民が共に生き、支え合う地域社会における生涯学習の基礎を培います。

7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方の策定

令和4年8月(2022年)に策定した「学校施設の適正配置に関する考え方」は、本町学校教育の理念を実現するために、活力ある学校、魅力ある学校、学校施設の適正配置などを協議、検討した結果を取りまとめたものです。また、当該考え方について、令和4年10月から12月にかけて、教職員、保護者、地域住民に説明並びに意見聴取を実施しました。

令和5年度はこれらを基本とし、具体的な学校施設の適正規模や適正配置を検討、審議し、幼稚園及び小・中学校のあり方の案を作成いたします。

8 生涯学習活動の支援

町民だれもがお互いに学びあい、高めあえる「まち」づくりをめざして、学習プログラムや文化・学習情報を提供し、町民の学習意欲を高めるとともに、文化活動や学習活動を支援してまいります。

また、国際理解や国際感覚の醸成を図るため、姉妹都市などへの中学生の派遣事業の継続や超高齢化社会における歴史ある生涯学習の場である町民大学の継続など、様々な生涯学習を支援及び実施してまいります。

9 家庭の教育力の向上

家庭教育は、基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。

また、家庭教育は保護者の責任であるとともに、保護者の権利や喜びであるということを理解していただけるよう、学校、家庭、地域が連携を深め、協働で教育環境の醸成を図ってまいります。

10 読書活動の推進

豊かな心を育てる子ども読書活動を進めるため、今後もイベントや講座などを開催するとともに、家に居ながら体験できる読み聞かせや、本を紹介するブックトークなどを動画配信し、本に親しむ機会を提供

します。

11 町立図書館のあり方の検討

町立図書館は昭和54年3月に開館し、生涯学習施設である公立図書館として公共の用に供してまいりました。開館以後一定の期間経過後、施設及び設備の改修工事等を適宜実施してまいりましたが、建築後44年が経過したことなどから、本町公共施設個別施設計画では、利用者ニーズを踏まえ、民間活力の導入なども含め、施設のあり方を検討することとしております。

このため、令和4年度に設置した「湯河原町立図書館のあり方検討委員会」の検討状況を踏まえながら、町立図書館のあり方を協議、検討してまいります。

12 青少年の健全育成

スマートフォン等の通信機器は、急速に普及し、コミュニケーション・ツールとして大きな役割を果たしている一方で、インターネットなどから得られる有害情報などにより、青少年が犯罪に巻き込まれる事案が見受けられ、通信機器の利用に関する対応が迫られているところです。

このため、青少年が社会の一員であることの自覚をもつよう、青少年関係団体をはじめ、学校、家庭、地域、行政が一体となり、社会参加や様々な体験ができる機会の提供に取り組み、青少年の健全育成に努めてまいります。

13 芸術・文化の振興と文化遺産の活用

芸術・文化は、生涯を通じた「心の教育」にとって重要な役割を果たすとともに、地域社会の活性化にとっても大きな役割を担っています。

このため、地域に息づく文化活動を支援するとともに、伝統文化の継承にも積極的に取り組み、図書館、美術館や地域会館などを拠点に、文化活動を実践、体験できる機会と発表の場を提供していきます。

14 生涯スポーツの推進

スポーツは、「心」と「体」の健全な発達を促し、明るく豊かで活力に満ちた、生きがいのある社会形成に寄与します。また、自らの健康の大切さを認識し、進んで健康の増進を図っていくことが重要です。

このため、安全かつ気軽にスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、町民体育館やヘルシープラザ、弓道場、学校施設、町有のスポーツ施設などの活用を図りながら、体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体などと協働してニュースポーツの普及や活動支援を推進します。

学校教育における基本目標

令和5年度の学校教育における基本目標は、次の7つとします。

- 1 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります
- 2 「信頼される学校づくり」を推進します
- 3 「安全・安心な学校づくり」を推進します
- 4 人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心、地球環境を大切に
する心を育みます
- 5 人権教育及び人権啓発を推進します
- 6 本町独自の魅力ある教育を推進します
- 7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方を策定します

- 1 「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を身に付けた児童・生徒の「生きる力」の育成を図ります

生きる力の育成のため、次の7つの項目を推進及び充実いたします。

- (1) 創意・工夫ある教育課程の編成の推進

学習指導要領を基に「創意・工夫をした教育課程の編成」「保護者、地域の方々の協力を得た学校支援ボランティア」によって魅力ある教育活動の展開を図ります。

- ア 主体的・対話的で深い学びの視点からの学習指導の改善
- イ 学校図書館による充実した学習活動の展開と居場所の提供
- ウ 美術館での芸術文化鑑賞会・児童生徒作品展の開催
- エ キャリア教育の充実

- (2) 児童・生徒指導の充実

校内指導体制の充実に努め、児童・生徒を多角的・総合的に指導・支援できるよう、専門スタッフの配置を充実し、「チーム学校」で対応していきます。

そのため、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、支援アドバイザーが相互連携し、対象となる児童・生徒の支援体制を充実してまいります。

- (3) 情報教育の充実

教育における情報コミュニケーション技術（ICT）を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる中で、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びに向けての授業改善に、ICT教育支援アドバイザーを活用のうえ、ICT機器を積極的に利用し、児童・生徒が情報社会に対応した「情報活用能力」を身に付けることができるよう情報教育の一層の充実を図ります。

(4) 支援教育の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりのニーズに応じて、障がい種別に教育課程を編成し、個別の指導計画に基づき、個々に応じた指導を推進するとともに、教職員の研究・研修の推進に努め、施設・設備や教材・教具等の整備を充実するとともに、介助員の配置も充実してまいります。

また、障がいのあるなしに関わらず、多様な学習のあり方を相互に認め合える学校を目指し、インクルーシブ教育（包括的な一体化教育）を研究し、推進していきます。

さらには、神奈川県立小田原支援学校湯河原校舎との連携を図りながら、町立学校の支援教育・支援体制の充実に取り組んでまいります。

(5) 「食育」の推進

様々な経験を通して食に関する知識を習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てる「食育」を「地産地消」と併せて推進していきます。

(6) 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。町立福浦幼稚園は、園舎が東台福浦小学校と同一校舎内にあり、幼・小連携など特色を生かした教育を行っております。

町内唯一の公立幼稚園として、多様化する町民ニーズに応えるため、長期休業中の保育、預かり保育時間の延長及び給食の実施など研究・調査し、幼児教育を充実いたします。

(7) 学校支援ボランティアの推進

保護者、地域の方々による学校支援ボランティアの協力により、学校運営の向上を図ります。

2 「信頼される学校づくり」を推進します

信頼される学校づくりのため、次の7つの項目を推進及び充実いたします。

- (1) 継続して毎年度「学校経営ビジョン」を策定し、「学校教育活動の評価」を行うことによる学校運営の更なる充実
- (2) 教師が子どもと向き合う時間や授業の準備のための時間を多く取れるよう、業務の適正化に向けた働き方改革の推進
- (3) 小中一貫教育の検討による学校づくりの推進
- (4) コミュニティスクールへの移行による開かれた学校の推進
- (5) 問題行動への早期対応の継続
- (6) 不登校児童・生徒への支援体制の更なる充実
- (7) 外国につながるの児童・生徒への支援体制の更なる充実

3 「安全・安心な学校づくり」を推進します

交通安全、防犯、防災、疾病、非行などに対して、学校、地域、家庭や関係機関が連携して、児童・生徒の見守りの充実を図ります。

保護者・地域住民と連携した通学路パトロールの実施や不審者情報のメール配信、地震・津波・火災の避難訓練、防犯訓練などを定期的に継続実施します。

学校施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場所であり、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した箇所の修繕については、優先順次を付け、計画的に整備するとともに、各種施設の保守、整備を進め、安全、安心な施設づくりの充実を図ります。

4 人と人とのふれあいを大切にする思いやりの心、地球環境を大切に する心を育みます

思いやる情操を育てるために、登校時のあいさつ運動など学校内はもとより、近隣の人や、地域の人々に対しても「笑顔」でさわやかな「あいさつ」を心がけ、社会のルールやマナーを学ぶとともに、町を訪れる人々にも「おもてなしの心」で接することができるようにします。

また、人間のくらしと環境との望ましい関係を総合的に理解し、身近な活動等を通して、地球にやさしい行動のできる児童・生徒の育成に努めます。

5 人権教育及び人権啓発を推進します

人権尊重の理念について正しい理解を深め、これを体得し、真に尊重される「ともに生き、支え合う地域社会」の実現を目指した人権教育を総合的に推進します。

既に実施している本町独自の「人権教育月間」、各学校で毎年度策定する「人権教育に係る年間計画」による人権教育、人権啓発の実施と振り返り評価を実施します。

6 本町独自の魅力ある教育を推進します

次のような魅力ある教育を継続的に実施するとともに、今後実施するものは早期の実施をめざします。

- (1) 児童生徒に寄り添う教育の継続実施
- (2) 社会生活技能訓練としてのアートコミュニケーショントレーニングの継続実施
- (3) 外国語指導助手の幼稚園、小学校及び中学校への継続派遣
- (4) 校外体験学習の継続実施
- (5) 児童生徒用タブレット端末の家庭での通信料の全額負担の継続
- (6) 育英奨学金給付事業の継続実施
- (7) 幼稚園給食の検討及び中学校給食の実施
- (8) 幼稚園におけるサービスの充実

- (9) 教職員研修の充実
- (10) 新しい時代の学びの空間の検討
- (11) 多様な学びを支援し、児童・生徒の将来を見据えた学びの自律化・個別最適化、学びの探究化をめざして「未来の教室」の検討

7 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方を策定します

令和4年8月に本教育委員会にて策定した、10年後（2032年）の本町のめざす教育などを示す「学校施設の適正配置に関する考え方」をもとに、また、令和4年末に実施した当該考え方に関する意見交換会の住民等の意見も踏まえて、令和5年度に「今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方」の原案を本教育委員会にて審議のうえ作成します。

原案は作成後、町総合教育会議及び町議会常任委員会で審議、教職員・保護者説明会及び地域住民説明会を開催します。

社会教育における基本目標

令和5年度の社会教育における基本目標は、次の7つとします。

- 1 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動を支援します
- 2 家庭の教育力向上を図ります
- 3 読書活動を推進します
- 4 町立図書館のあり方を検討します
- 5 青少年の健全育成を図ります
- 6 芸術・文化の振興と文化遺産の活用を図ります
- 7 生涯スポーツを推進します

1 各年代層に対応した生涯にわたる自主的な学習活動を支援します

地域の各種団体、ボランティアなどと連携し協力を得て、町民の自主的な学習活動を支援するほか、町部局とも協力し、魅力ある講座や講演会など各年齢層に対する学習機会を提供することにより生涯学習の推進を図り、「子どもから大人まで、いつでも、どこでも、だれもが学ぶことができる環境の創出」を促進します。

遊びと学び事業、自然・環境学習、町民大学など継続して実施・開講してまいります。

2 家庭の教育力向上を図ります

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、保護者の各種講座への参加を促し、家庭における教育力の向上を図ります。

また、家族や子どもを取り巻く環境が変化する中で、保護者が子どもとともに成長できるよう、ニーズに合った事業の実施に努めます。

3 読書活動を推進します

子どもの成長における読書活動の大切さを家庭に伝え、子どもがよい本に出会える手助けを「第四次湯河原町子ども読書活動推進計画」に沿って推進していきます。

読書は、言葉を学び、感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、コミュニケーション能力を高めるうえで、子どもの成長に欠くことのできないものです。このため、家族みんなで本を読む「うちどく（家読）」を推進します。

また、本に接する機会の提供として、ブックスタート、セカンドブック事業を継続して実施するとともに、ブックリストの活用、各種イベントの実施など、読書への第一歩として、本に接する機会を提供します。

4 町立図書館のあり方を検討します

町立図書館は、湯河原駅前という立地に恵まれ、公立の生涯学習施設として、図書などの貸出や講演会、おはなし会などを実施するとともに、各種の展覧会、発表会さらには町民大学の開講場所として利用されてきました。

施設は、建築後 44 年が経過し、その都度、施設及び設備の改修等を実施してまいりましたが、町立図書館のあり方を検討しなければならない時期となりました。

このため、教育委員会では、令和 4 年度に設置した「湯河原町立図書館のあり方検討委員会」の検討状況を踏まえながら、令和 5 年度に図書館の現状の把握や今後の利用の仕方などについて検討及び協議を行い、令和 6 年度を目途に、「湯河原町立図書館のあり方」を策定したいと考えております。

5 青少年の健全育成を図ります

近年の急激な社会環境の変化に伴い、人間関係の希薄化や規範意識の低下などが青少年へ様々な影響を及ぼすことが指摘されています。

次代を担う青少年が豊かな創造性や若いエネルギーを十分に発揮し、それぞれの夢に向かって成長することができるよう、青少年の意欲を高める体験活動、青少年を取り巻く有害環境対策の推進等、家庭、地域、学校、青少年育成団体や関係機関とともに手を携え次のような取り組みを実施してまいります。

(1) 青少年相談の充実

引き続き、青少年相談室の運営、教育支援教室との連携、有害環境対策の推進、相談先の周知等を実施いたします。

(2) 青少年育成団体の支援

青少年健全育成の核となる青少年指導員会、子ども会育成団体連絡協議会、青少年健全育成地域活動推進団体を支援いたします。

(3) 次世代地域指導者（青少年リーダー）の育成

リーダー研修会や各種事業への参加により、次世代の地域指導者となるジュニアリーダー及びシニアリーダーを育成いたします。

(4) スポーツ大会・体験活動等の開催

青少年の交流の場となる少年少女球技大会、少年少女砂の芸術大会、たこあげ大会、ますつり大会などを開催いたします。

(5) 親善都市等との交流の実施

広島県三原市の児童との交流並びにオーストラリアポートステーブンス市の中学生との交流を継続して実施いたします。

なお、ポートステーブンス市との交流については、令和 5 年度の実施は難しく、今後の実施方法について、早急に検討いたします。

(6) 児童が安心して過ごせる場の提供

町内すべての小学生を対象とし、放課後に、地域の方々の参画を得て、安心な子どもの活動拠点（居場所）となり、様々な体験活動や学習活動を行うことを目的とした「放課後子ども教室」を継続して運営してまいります。

また、児童の保護者を支援し、児童が安心して過ごせる生活の場として、3小学校において開設している学童保育所は、民間事業者へ運営を委託しておりますが、学童支援員の資質の向上並びに維持等を要請するなど、運営について連携を図り、安全・安心な児童の居場所を確保いたします。

6 芸術・文化の振興と文化遺産の活用を図ります

芸術や文化の創造は、潤いのある生活と生涯を通じての「心の教育」の源泉であり、「潤いと安らぎのまちづくり」を進める上で特に重要視されております。

このため、文化団体活動への支援、音楽会・文化祭の開催などを通じ、芸術と文化に彩られるまちづくりをめざします。

また、私たちの祖先が残した貴重な文化遺産である文化財や天然記念物を保護・保存し、活用することを積極的に推進いたします。

さらに、町立図書館及び美術館について、次のように運営してまいります。

(1) 町立図書館の運営の充実

町立図書館は、「自ら求めて学ぶ」学習文化活動の拠点として多くの町民に利用されています。生涯学習に対する関心が高まっている昨今、図書館の使命である町民への情報提供のための資料整備と各種講座を開催し、質の高い親しまれる施設をめざします。

また、学校や家庭、地域全体で連携のもと読書活動が盛んになるよう、文字・活字文化の振興も図っていきます

(2) 町立美術館の運営の充実

町立美術館は、町の長い歴史に息づいた先人たちの文化遺産である絵画・書などを展示・保存する学習施設として、また、地域の観光施設として大きな役割を果たしています。

そして、町民だれもが誇れる「町の美術館」として、芸術性に優れた美術品を収集し、その保存・研究に努めるとともに、所蔵品及び現代日本画家・平松礼二画伯の作品の常設展示や町内在住作家の紹介など工夫した運営と活動を行ってまいります。

令和5年度は、開館25周年を迎え、記念式典などを開催する予定です。また、次のような事業を継続して実施してまいります。

- ア 美術資料の収集・保存及び研究
- イ 展覧会の開催
- ウ ギャラリートークの開催

- ウ アトリエ公開事業の実施
- エ 児童・生徒等の美術教育の推進

7 生涯スポーツを推進します

生涯スポーツの推進のため、次の4つの項目を推進及び充実いたします。

(1) スポーツの普及・促進

町民が生涯にわたってスポーツに親しみ、健康増進と体力の向上を図り、楽しく充実した日々を送ることができるよう、一人からでも、また、家族や友人などと気軽に参加できるような各種教室、大会などを開催し、スポーツの普及とスポーツ活動への参加機会の拡充を図ります。

また、スポーツ推進委員、体育協会をはじめとする体育関係団体や地域住民の皆様の協力並びに支援を得ながら、次のような大会等を継続して実施してまいります。

- ア ファミリーバドミントンなどのニュースポーツ大会
- イ グランドゴルフ大会
- ウ ママさんバレーボール大会
- エ 町民バレーボール大会
- オ 町民レクリエーションの集い
- カ 城下町おだわらツーデーマーチ
- キ 弓道大会
- ク スポーツ・レクリエーションフェスティバル
- ケ 湯河原温泉オレンジマラソン大会

(2) 指導者の育成

スポーツ推進委員やスポーツ団体の指導者などの活動を支援し、指導者の育成を図ります。

(3) スポーツ団体等の活動支援

体育協会やスポーツ少年団等の活動を支援するとともに、個人のスポーツ活動についても支援してまいります。

(4) スポーツ環境の維持及び活動場所の提供

町民体育館、ヘルシープラザ、弓道場を維持管理するとともに、教育活動に支障をきたさない範囲において、学校施設のグラウンドや体育館を活動場所として提供してまいります。